

## 2月定例月議会における議案に対する意見募集

### No.2 四日市市歯科医療センター条例の一部改正について

四日市市歯科医療センターは、障害者に対する歯科診療及び年末年始の応急歯科診療を行っており、平成18年度から指定管理者制度を適用しています。今回、令和6年4月1日からの指定管理期間の更新に合わせ、障害者歯科診療日時を拡充することに伴い、関係規定を整備しようとするものです。

今回の議案に対するご意見を募集します。

#### 1. 改正の内容

(1) 歯科医療センターにおける診療日時を次のとおり定める。

##### ①障害者歯科診療

火曜日・木曜日・日曜日

【参考】今後の診療日及び診療時間

- ・火曜日 午後（月2日以上）
- ・木曜日 午前（月1日以上） 【拡充】 ※年間予約枠換算で96人分  
午後（月3日以上）
- ・日曜日 午後（月2日以上）

※診療日時の詳細は、上記のとおり規則で定める。

【参考】年間利用者数

- ・令和2年度 1,796人
- ・令和3年度 1,774人（前年度比22人減）
- ・令和4年度 1,822人（前年度比48人増）
- ※平成17年度 1,132人（指定管理者制度導入前年度比690人増）

##### ②年末年始の応急歯科診療

12月30日から翌年の1月2日まで

(2) 利用料金（診療報酬）について、市立四日市病院の条例を引用して定めているが、より分かりやすくするため、利用料金（診療報酬）の算定の根拠法令を引用する。

#### 2. 施行期日

令和6年4月1日